

令和5年第15回 議会運営委員会

1. 日 時 令和5年8月25日(金)
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 令和5年第3回白井市議会定例会について  
①提案予定の議案等について  
②会期日程及び議事日程について  
(2) 議会改革に係る議会運営委員会の検討事項について  
(3) その他
4. 出席委員 柴田圭子委員長・広沢修司副委員長  
石井恵子委員・長谷川則夫委員  
田中和人委員・徳本光香委員  
岩田典之議長  
秋谷公臣副議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者  
市 長 笠井喜久雄  
総務部長 松丸健一  
総務課長 齊藤祐二
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 永井康弘  
係 長 今井好美  
主 事 金子直史

## 会議の経過

開会 午前10時00分

○永井議会事務局長 おはようございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。

まず会議に先立ちまして、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田委員長 おはようございます。毎日暑くて、生きた心地がしないとは、まさにこのことで、執行部の方も毎日御苦労さまです。

といっても、時間は過ぎていって9月議会の時期となりまして、今回は決算も入ってきますし、また新たな議員さんを迎えて、決算のやり方とかもいろいろ工夫をしようとしているところです。議案もございますし、今回日程を決めておきますけれども、慎重に御審議よろしくお願い申し上げます。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 皆さん、おはようございます。本日は大変お忙しい中、令和5年第3回市議会定例会に関わる議会運営委員会を開催いただき、誠にありがとうございます。第3回市議会の定例会は、9月1日金曜日の午前10時に招集をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

市から提案いたします案件は、報告につきましては、専決処分について1件、継続費精算報告書について1件、令和4年度白井市健全化判断比率及び白井市資金不足比率についての各1件の合わせて4件になります。

議案につきましては、教育委員会委員の任命についてなど、人事案件が2件、白井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について1件、令和5年度一般会計ほか5会計の補正予算について6件、令和4年度の決算認定が3件の合わせて12議案になります。

詳細につきましては、この後総務課長が説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。笠井市長におかれましては、この後公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては柴田委員長をお願いいたします。

○柴田委員長 ただいまの出席委員は6名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。

これより令和5年第15回議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題1、令和5年第3回白井市議会定例会について、まず提案予定の議案等についてを

議題といたします。

執行部より、提案予定されている議案の内容について、説明願います。

総務課長、お願いします。

○齊藤総務課長 それでは皆様、改めましておはようございます。総務課長の齊藤でございます。

令和5年第3回市議会定例会に執行部のほうから付議する予定になっているのは、報告案件が4件、議案が12件、合計で16件でございます。

それでは、お配りしております資料に基づきまして説明をさせていただきますので、資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

まず、報告第1号 専決処分について。所管課は公共施設マネジメント課となります。

議会の議決により専決の指定をされている1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について、令和5年7月7日に専決処分を行ったので報告をするものでございます。

内容といたしましては、令和5年6月23日午後3時45分頃、中地区の市道08-028号線で、本市職員が現場確認のため庁用車を停車しようとして後進したところ、停車していた後続車に接触し、相手方所有車の右側前部を破損させたものでございます。

賠償の相手は、市内在住の個人1人。損害賠償の額は16万8,300円。示談日は令和5年7月7日でございます。この件につきましては、午後の全員協議会で担当課から詳細を御説明させていただきます。

報告第2号 継続費精算報告書について。所管課は財政課でございます。

一般会計の継続事業のうち、令和4年度に終了した事業について精算報告をするものです。対象は2事業で、地方公務員の定年引上げに伴う新制度整備事業、文化センターのあり方検討事業でございます。

2ページにかけまして、報告第3号 令和4年度白井市健全化判断比率の報告について。所管課は財政課でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和4年度の決算における健全化判断比率を監査委員の意見を付して報告をするものです。

健全化判断比率の状況ですが、実質赤字比率は該当ございません。それから、連結実質赤字比率についても該当はございません。実質公債費比率は4.6%、将来負担比率は42.5%でございます。

報告第4号 令和4年度白井市資金不足比率の報告について。所管課は上下水道課でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和4年度の白井市水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付して報告をするものです。

資金不足比率の状況ですが、水道事業会計が該当なし。下水道事業会計についても該当はございません。

議案第1号 教育委員会委員の任命について。所管課は教育総務課、総務課でございます。

教育委員会委員である川嶋之絵氏の任期が令和5年9月30日で満了となるため、新たに久保利枝氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同氏の住所は、白井市けやき台2丁目。生年月日は昭和47年3月11日でございます。

議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。所管課は収税課でございます。

固定資産評価審査委員会委員であります山本久男氏の任期が令和5年9月30日で満了になるため、山本久男氏を再任したいので、地方税法の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同氏の住所は白井市平塚。生年月日は昭和27年6月26日でございます。

3ページにかけまして、議案第3号 白井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は高齢者福祉課でございます。

高齢者等紙おむつ給付事業を地域支援事業の任意事業から保健福祉事業に変更するもので、条例の一部を改正するものでございます。

主な内容としましては、保健福祉事業として実施する事業として、紙おむつ給付事業を追加するものでございます。施行期日は令和6年4月1日です。

議案第4号 令和5年度白井市一般会計補正予算（第7号）について。所管課は財政課でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,287万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ223億3,268万円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算として、人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するもの。介護施設が行う施設改修費用に係る県の補助金を市で受け入れた上で、介護施設に補助金として支出するため計上するもの。子ども医療費の給付実績が当初見込みより増加し、予算の不足が見込まれることから、6月までの執行状況を踏まえ不足額を補正するもの。「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金」及び「新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金」について、令和4年度の実績に基づき返還を見込み所要額を計上するもの。工業団地アクセス道路の用地買収、実施設計及び不動産鑑定を行うため所要額を計上するもの。市道15-012号線の拡幅改良工事を実施するに当たり、隣接する県道の歩道未整備箇所を一体的に整備するため所要額を計上するものでございます。

4ページにかけまして、議案第5号 令和5年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について。所管課は保険年金課でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,209万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ60億9,549万6,000円とするものでございます。

主な補正内容でございますが、歳入歳出予算といたしまして、人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するもの。令和5年度国民健康保険事業費納付金の決定に伴い所要額を補正するもの。令和4年度の国民健康保険特別会計事業勘定の事業費確定に伴い、一般会計からの繰入金の一部を返還するため所要額を補正するものでございます。

議案第6号 令和5年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第1号）について。所管課は高齢者福祉課でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,550万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億5,694万2,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するもの。令和4年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴い、国庫負担金、県負担金の一部を返還するため所要額を補正するもの。令和4年度の介護保険特別会計保険事業勘定の事業費確定に伴い、一般会計からの繰入金の一部を返還するため所要額を補正するものでございます。

議案第7号 令和5年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。所管課は保険年金課でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,004万9,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するものでございます。

5ページにかけまして、議案第8号 令和5年度白井市水道事業会計補正予算（第1号）について。所管課は上下水道課でございます。

収益的収入及び支出を補正するもので、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ320万7,000円減額し、6億3,220万8,000円とするものでございます。

また、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ65万1,000円増額し、資本的収入の予定額を6,009万7,000円、資本的支出の予定額を1億549万2,000円とするものでございます。

主な補正内容でございますが、収益的収入及び支出、それから資本的収入及び支出、いずれも人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整をするものでございます。

議案第9号 令和5年度白井市下水道事業会計補正予算（第1号）について。所管課は上下水道課でございます。

収益的収入及び支出を補正するもので、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ139万9,000円増額し、14億7,267万3,000円とするもの。

また、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ70万9,000円減額し、資本的収入の予定額を2億248万円、資本的支出の予定額を3億2,273

万8,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出、いずれも人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整をするものでございます。

議案第10号から議案第12号につきましては、一般会計ほか3会計の令和4年度白井市歳入歳出決算、白井市水道事業会計決算及び白井市下水道事業会計決算につきまして、監査委員の意見書を付して議会の承認を求めるものでございます。

以上で令和5年第3回市議会定例会に提案をいたします議案の内容となります。よろしくお願いたします。

○柴田委員長 以上で説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 ないようですので、これで執行部の方は退席です。ありがとうございます。

〔執行部退席〕

○柴田委員長 次に、議会事務局長より、請願・陳情、一般質問等、会期中に議題となる件について説明を求めます。

事務局長。

○永井議会事務局長 それでは私のほうから、請願・陳情、一般質問について御説明をいたします。

初めに請願・陳情でございますが、今定例会にはそれぞれ提出がございませんでした。

続きまして、一般質問でございます。お手元に配付の一般質問の通告書、資料の1枚をめくっていただいて、1ページの一覧表を御覧いただきたいと思います。

今回、13名の議員さんから合計28項目の通告を頂いているところでございます。詳細は資料のとおりでございます。

説明については以上になります。よろしくお願いたします。

○柴田委員長 以上で議会事務局長より説明がありましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 では、次に議長から、議案の付託委員会について説明をお願いいたします。

○岩田議長 執行部より今定例会に提案予定されている議案につきましては、お手元に配付の付託表のとおり、所管の委員会に付託にしたいと思います。よろしくお願いたします。

○柴田委員長 以上で説明が終わりました。皆様、確認いただけていますか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 では、議長から説明がありました議案の付託委員会について、御意見はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 では、意見はないものと認めます。

議案の委員会付託については、議長説明のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 では、異議なしと認め、議長説明のとおり、議案については付託することに決定いたしました。

次に、議題の2番、会期日程及び議事日程についてを議題といたします。

事務局長より、会期日程（案）及び議事日程（案）について説明を求めます。

事務局長。

○永井議会事務局長 それでは、私のほうから会期日程（案）、それから議事日程（案）について御説明をさせていただきます。

初めに会期日程（案）についてでございます。お手元に配付させていただきました会期日程（案）を御覧いただきたいと思います。

会期につきましては、9月1日から10月11日までの41日間としてございます。

初めに、9月1日につきまして御説明しますと、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、報告第1号から報告第4号及び議案1号から議案12号についてまで一括上程、報告、提案理由の説明。それから議案第1号と第2号につきましては、人事案件のため初日の採決ということで、質疑、討論、採決まで。それから議案第3号から議案第12号についての議案内容の説明となります。

続きまして、一般質問でございます。今回13人の通告がございましたので、5、4、4に振り分けまして、9月6日に5名、7日に4名、11日に4名でお願いしたいと考えております。

また、9月6日の正午は、大綱的質疑、総括質疑の締切りとさせていただきますと思います。

次に、9月12日につきましては、議案第3号から議案第9号についての大綱的質疑の後、常任委員会への付託。議案第10号から議案第12号についての総括質疑の後、決算審査特別委員会を設置しまして、特別委員会付託となります。

次に、常任委員会です。13日、14日、15日につきましては、それぞれの常任委員会を開催。それから9月の20日、22日、26日、28日につきましては、決算審査特別委員会の開催とさせていただきます。審議の間に1日ずつ空けてほしいという要望もございましたので、それに配慮した設定とさせていただきます。

最終日につきましては、10月11日として、各委員会に付託された議案について、各委員長による審査経過及び結果報告並びにこれらに対する質疑、討論、採決をお願いいたします。

以上が会期日程（案）となります。

続きまして、議事日程（案）になります。議事日程（案）の資料をお開きいただきたいと思ひます。

日程第1、会議録署名議員の指名から、会期決定、諸般の報告、報告4件、議案12件及び一般質問となります。

以上で説明を終わります。

○柴田委員長 ありがとうございます。ただいま説明のありました会期日程（案）及び議事日程（案）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

会期日程（案）及び議事日程（案）について、協議のとおり決定することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、協議のとおり決定することに決定いたしました。

では、次の議題に移ります。

議題の2、議会改革に係る議会運営委員会の検討事項についてを議題といたします。

今回、資料が議会運営委員会の検討事項というところに追加で、Side Booksに掲載してもらっていますけれども、お開きいただけますでしょうか。ありがとうございます。

全部で7項目あります。皆さん、一応目は通していただいたと思うのですが、これは時間がかかるだろうと思われるものとか、ゆっくり審議したほうがいいだろうと思われるものとか、それぞれあると思うのですが、大体どのくらいのスピード感でこれを検討していこうかというのを皆さんで御協議お願いしたいと思ひます。

私たちの任期は2年なのですが、2年で終わるか終わらないか、その辺も見据えて、もっとたくさんあるかなと思ったのですが、7項目なので、2年間で終わるのかなというような感じもします。ざっくりと感想なり、御意見なり、もしあれば、お尋ねしたいと思ひます。

何かありますか。この順番で協議していったらどうかとか、そういうものがあれば。

長谷川委員。

○長谷川委員 項目としては7項目あるのですが、どちらかというと、まとめることのできる項目が何個かありますよね。そこはまとめさせていただいて、その中で、この中で話し合ったほうがいいのかなと思ったのです。特に、委員会の改正ですとか、あるいは討議の仕方であるとか、その辺はまとめられるのかなと私は思っています。

以上です。

○柴田委員長 分かりました。

今、長谷川委員がおっしゃったのは、1-1から1-3までは委員会の構成を考えようということなので、ここはまとめて一緒にやったらどうかということと、3-1から3



－ 3 までも、議員間討議、議員間の討議ということを活発にしようという内容であるので、これも一つにまとめてはどうかということかと思えます。

それはそれでよろしいかと思うのですけれども、まず、提案をしてくださっている方々がいるので、例えば委員会の構成改正といっても、それぞれお考えがあるかと思うので、それは提案者からお話を伺ったほうがいいかなと思うのですけれども、それはどうでしょうか。まず伺った上で、ここはこういうふうにとめられるかなというふうに協議が進んでいけばいいのかなと思うのですけれども。それはよろしいですか、それで。そうすると、提案してもらった人に来てもらうということも必要になってきますね。どんなふうに進めるか。

議長、午後も全協のほうで、少し話は出すのですか。

議長。

○岩田議長 全協では、全協で取り扱うものを時間があれば協議しますけれども。

○柴田委員長 ある程度の計画性をもって進められたらと思って、今日どういう感じにしようかという御相談なのですからけれども。

田中委員。

○田中委員 説明に関しては、この文章以外なしです、私の場合は。

○柴田委員長 田中委員の提案ですね。分かりました。

石井委員。

○石井委員 説明に関しては、提出者をお呼びしてという話でしたけれども、これは個人の名前で提出はなく、会派で提出となっているということは、全員この議運のメンバーにいらっしゃるということではないですか。であるならば、あえてほかに呼ぶ必要はなく、この議運のメンバーで説明をしていただいて、入っていただくと。

○柴田委員長 そうですね。おっしゃるとおりです。

何かありますか。

徳本委員。

○徳本委員 New Wave しろいは、入っていないのではないかと。思って。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 それと、つながろう白井もそうですね。

○柴田委員長 その方々は、傍聴に来てくださっているのであれば、発言を求めるなどさせていただければいいかなと思います。あとのところは、それぞれ会派が入っていますから、それで聞けますね。それはそれでいいということで、一応、上から順番に話を進めていっていいかなと。

一つだけ、4－1、市民の声の現在配信していない議運を配信するというのがあります。これは、実は二つに分割されていまして、この後に議事録を公開するというのと、配信するというのと2項目、二つのセットになっているのです。まず、議事録とか議運で

配信するということをここでオーケーするかどうかを決め、それが決まった段階で、今度は特別委員会なり、特別チームのほうで、どういうふうにするかという検討が始まるという2段階構成になっているのですね。なので、そこだけは早めに決めたほうがいいのかと思いますけれども、そこだけお含みおきいただいて、あとは上から順番にやっていってもいいのかなという気もしますけれども。どうですか。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 一旦提出していただいた内容の説明を全部していただいた後に、その内容を基にして、どことどこをまとめるとか、どういう順番にしていくとか、緊急性というところを考えながら決めたらいいと思います。

○柴田委員長 どうですか。

徳本委員。

○徳本委員 説明してもらうのはいいと思うのですが、大体まとめ方は、このとおりでいいのかなと思っています。

以前、こういうものを検討したときに、それぞれがこれを先にやったほうがいいのかと優先順位を1、2、3、4と出してもらって、共通で優先したほうがいいのかと、その方法を取るのがいいと思います。

○柴田委員長 徳本委員、それは皆さんから説明を聞いた後にということですね。

○徳本委員 はい。

○柴田委員長 分かりました。

どうですか。順番としては、広沢副委員長が言ったように、説明を聞いた後にどれがまとめられるのかということを検討し、まとめられた幾つかの項目の中から、どれを先にやっていこうかというのを、みんなで決めるというような段取りになるのかなと思うのですが、よろしいですか。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 自分の意見の補足なのですが、順番的にあまり時間をかけるのはよくないと思います。これよりもこっちと、細かい順位決めというのは、多分無駄だと思うので、説明を聞いた中で、もしも、ここまでに期限を切ってやらないと効率が悪いとか、そういうものがあれば、それを先にして、あとは上からの感覚でもいいかなと。大きく二つに分けるぐらいの感じでいいと思います。

○柴田委員長 ありがとうございます。

急ぎでやったほうがいいのかと思われるものについては、説明を聞いた段階で分かるのだから、それから先に着手し、特にこれは先にやったほうがいいのかというものが出てきたらともかく、上から順番にやっていったらどうかというようなことですね。どうでしょうか。

徳本委員。

○徳本委員 それでもいいのですが、この1から7まで並べられている順番の理由

というのがよく分からないので、このとおりでいいと言われると、みんなで優先順位を出したほうがいいと思ったということです。

○柴田委員長 特に意味ありますか、順番については、事務局長。

○永井議会事務局長 こちらについては、項目ごとに並べ替えを行ったのですが、もともと提出順に並べていたものをベースにしているので、特段他意はございません。

○柴田委員長 ということなのです。ということは、徳本委員の意見はそのままですね。

○徳本委員 はい。

○柴田委員長 取りあえず、とにかく説明を聞いてみて、優先すべきものはどれかということを決めるというところまでは進められそうなので、それは、まずやってしまいませんか。議会中に1回か2回か議運を開いて、皆さんから説明を聞いたりするようなことを設けて、9月議会中くらいにどのように進めていくか、目途が立ったらいいなと思うのですが。そのような進め具合でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 そのようにしたいと思います。ありがとうございます。

まず皆さんから提案の内容を説明いただいて、その上で、まとめられるものはまとめ、それから先に、優先順位が高いものは取りかかると。あとのものについては、順次考えながら進めていくという形でしょうか。徳本委員、それでいいですか。

とにかく優先順位が高いものは取りかかってしまうと。その後のものについては、また協議をしていきたいと思いますというような形で。それを何とか9月議会中ぐらいに議運を何回か開けるようであれば開いて、進めていければいいなという感じで行きたいと思います。そのような感じで決まりましたが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 それでよろしくお願ひいたします。

これで二つの議題が決まって、どのように進めるかも今、申し上げましたので、よろしいですね。

議題の三つ目に入ります。その他についてを議題とします。

議員の皆様から何かございますか。

議長から何かありましたら、お願ひいたします。

議長。

○岩田議長 決算審査特別委員会の件なのですけれども、この前の議運で、今回、決算委員会は9名で、残った9名が予算のほうに回ることが決定して、その旨、その後の全協で報告しました。

その確認なのですけれども、全協で報告した内容を見ると、今年度だけなのかなというふうに勘違いする人もいると思うのです。ですから、9名9名というものは、今年度だけ

なのか、向こう2年間のものなのか、予算をやった人が決算ということになっていきますけれども、あるいは4年間のものなのか、その確認をしていただきたいと思います。

○柴田委員長 分かりました。

この間、決算審査特別委員会を決めたのですけれども、いろいろ工夫をして、できたら予算審査をした人が決算を見られたらいいねということで、話し合いをしたりして決まったものです。それを表にしたものがありますので、配っていただけますか。それを見ると、多分分かりやすくなるかなと思うのですけれども。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

前年度まで、2年間かけて、予算、決算、予算、決算、半分に分かれてやってきたわけですけれども、反省事項が何点か寄せられていて、できたら自分が見た予算の決算をしたほうがいいのではないかという意見がありました。あと、予算と決算と同じ人がずっと続けて1年間やっていたので、そうすると残りの半分が関われなくなるから、いかがなものかという意見もありました。あと、決算を見たとしても、次に見る予算というものは翌々年度のもので、必ずしも関連性がない、つながっていない、1年開いてしまうので、それはどうなのだろうという意見もあったので、考えた末、皆さんが考えてくださった結果なのですけれども。

過去2年間、さかのぼってやってみようと思ったものの年度、令和3年度の委員をAとします。Aの人は、予算も決算もやりました。決算は令和2年度の決算をし、予算は令和4年度の予算を見ています。令和4年度になって、今度は残りの半分が委員になりました。決算は令和3年度のものを見て、予算としては令和5年度の予算を見ました。これをBチームとします。

今回見るのは令和4年度の決算です。令和4年度の決算というと、Aチームの人たちがおとし見えています。だからAチームの人たちが極力、今回決算の委員になってもらったらどうかと。それから令和5年度の決算については、Bチームの人が予算を見えています。なので、令和5年度の決算については、できたらBチームの人に見てもらったらいいのではないかというふうに、2年ずつを区切って考えた場合、Aチームの人、つまり前半の令和3年度に決算と予算をやった人たちが今回、決算委員になると。そうすると、また1年間全く携わらなくなってしまうのがまずいというので、残りのBチームの人を今度は予算のほうで審査に入ってもらおうと。そして次の年度、来年度ですね。令和6年度については、令和5年度の決算になりますので、令和5年度の予算を見たBチームの人が決算を見てもらって、その代わりに、残りの半分、Aチームが予算を見ると。そういうふうにはずれるという形を考えて、こうするとどうなるだろうと考えてみた次第です。

このAとBの内訳なのですけれども、ちょうどいい具合に、残っている議員さんが半分くらいずつなのですね。AとBの残っているのが。残りに3人ずつ新人さんが入ってくれたので、すごくあんばいよく収まったのです。委員会も1人とか2人ずつ分かれて入って

いたので。それで、こういうふうにしてみたらいいのではないだろうかというものを私は腹案として持っていたのですけれども、皆さん、この間それぞれ議長の計らいで、一つの部屋で調整ができる形で、決算審査の委員を決めてくださいましたよね。結局そういうような形に収まったのかなと思っています。

なので、少なくとも今年度と来年度、2年は、自分の見た予算は決算も見るという形がとれるので、少なくともこの2年については、このメンバーで行けたら委員会も変わりませんし、いいのではないのかなと思っています。

さらに、矢印をつけて、改選までこういうふうにとったらどうかという案は示していますが、残りの2年については、もしかすると委員会がまた再編される可能性もありますし、メンバーがどう変わるか分からないので、取りあえず、向こう2年までは、このままで行ったらどうかと思うのですけれども。そういうことでよろしいでしょうか。

議長。

○岩田議長 予算を見た人が、その年度の決算を見るということになるわけですね。そうすると、2年間で考えますと、令和6年の予算と令和7年の予算ですね。そうすると、3年後に入れ替えると、この2年間で予算を見た人が、決算を見られるかどうかは分からない状況なのですよね。もし変わるのであれば。

○柴田委員長 そうそう。

○岩田議長 これは個人的な意見もありますけれども、議運で決まったように、予算を見た人が決算を見るということであれば、その9人をそれぞれ、この4年間のほうがいいのではないかと個人的には思っています。

以上です。

○柴田委員長 そういう御意見もあります。2年後にもう一回、それは協議していただければと思います。それが一番望ましい、ここで二つに分かれたので望ましいかなと思うのですけれども、委員会も変わるかもしれないし、委員会自体の中身が所掌が変わるかもしれないので、そこまでの兼ね合いまで考えなければならぬと思うので、取りあえず2年間フィックスということをお願いしたいなと思います。よろしいでしょうか。

いいですか、議長。

○岩田議長 はい。

○柴田委員長 事務局から何か。

事務局長。

○永井議会事務局長 それでは、事務局のほうから、以前から宿題になっていた9月議会におけるコロナの対応で、7月25日に議論した際に、離席の関係が規則等々との抵触の部分を確認した上でということで、ペンディングにさせていただいた部分もございましたので、その整理の結果についての御報告と、御提案も合わせた形で御報告をさせていただけたらと思っております。

議場での離席という資料のほうを御覧いただきたいと思います。

繰り返しになりますが、7月25日に開催した議運の中で、感染症対策に係る9月議会の対応ということで4項目ほどあった中で、それぞれ解決したのですが、議場での離席について、6月議会での対応というのは四角の中に書いてあるのですが、こういう対応を今後のスタンダードとして決めてしまって、その都度協議しない形にしたいけれどもというお話の中で、いろいろなルールとの不突合などがないかどうかの確認をしたいということで、一旦ペンディングにさせていただいたものでございます。

その後、いろいろ調べてみましたところ、2番のところは結論ということなのですが、この内容で、特に例規上、抵触することはないのですけれども、このルールをつくった際のいきさつを調べてみますと、この離席について書面で議長に届け出るという部分が、コロナ禍における議場の中での密の防止というのでしょうか、を前提にした対応ということで。例えば、同じ会派の中で密にならないように、私は今回が抜けますということは、定足数を捕らまえた上でやっていくという考えが、当時はまだ、あまり実行はないのですけれども、考え方としてありまして。その際には、前もって届け出ておこうということで出てきた制度というふうに受け取れたものです。今後は、コロナ前の対応に戻すということであれば、そういう対応というのは恐らく発生しないということを考えますと、この項目自体を落としてしまっても問題ないのかなというふうに考えまして、そういう形での対応でよろしいか御検討いただければと思って、資料のほうをまとめさせていただきました。

4番以降が、いろいろ例規上の整理だとか、これまでのいきさつ、経過についてを記させていただいたものでございまして、こういう形を取っても、特にルール上、問題はないということです。

以上になります。

○柴田委員長　ほか御質問とかありますか。よろしいですか。

元に戻しましょうということになるかと思いますが。具合が悪くなったりしたら、今までとおおり、公平に対応していただけるということで。ということは、この項目も検討項目から削除していいということになりますね。そうすると、コロナのために検討しなければいけないということが、これで全部なくなることになります。これも元に戻すということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長　分かりました。どうもありがとうございます。

それでは、そういうことでよろしく願いいたします。調べてくださって、ありがとうございます。

ほかに何か皆さんからございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長　暫時休憩。

休憩 10時44分 再開10時44分

○柴田委員長 再開します。

私から一つありました。

今、会派の代表の方も皆そろっていますので、この間の全協の話をしたいと思います。8月9日の全協のときに、最後に議長から何点か、新しい議員さんを迎えた中での議会の運営について、報告とか注意があったのです。新しい議員さんは、いきなり言われてもぴんとこなかったかもしれないので、もう一回、改めて会派の中で確認していただきたいなと思うので、何をおっしゃったかを申し上げたいと思います。

最初は議長交際費の報告がありました。5,000円を平和大行進に賛助金として出費したということです。

それから、以降です。議員の出欠のランプは、4階に来たら自分でつけてくださいと。帰るときは、ちゃんと自分で消してくださいと。消し忘れが多いですよということ。

それから、会議には時間的に余裕を持って来てくださいということ。

それから、社会人としては当たり前なだけけれども、無断欠席、連絡のない遅刻はしないこと。これが結構守れていない人がいますよということです。

それから、今の議場は、前と違って傍聴席から近いです。だから、緊張感を持って臨んでほしいですよということ。

それから、発言するときは、挙手して「議長」、あるいは、委員会の場合は「委員長」と声をちゃんと出してくださいと。

それから、討論に条件をつけては駄目です。例えば、何とかかんとかするのであったら賛成というような討論は、しては駄目ですよと。

それから、発言中、ほかの議員の非難は謹んでくださいと。

それから、討論に何とかするなら賛成というのと、あと、人の討論を持ってきて、それを討論の土台にするような討論をしないでくださいというようなことをおっしゃったと思います。

それから、発言中に他の議員の発言の非難は慎むということと、それから、執行部からの答弁に対して、ありがとうございますとか、教えてくださいということは言わないことと。そのぐらいのこと、かなりたくさんのことを気がついた議会での態度について、ありましたので、多分、新人さんもぴんときていないかなと思うので、改めて今お伝えしますので、それぞれに持ち帰って、新人さんとかにお伝えいただき、また、自分でも守れていないなと思えることもあるかもしれませんので、気をつけていただきたいなと思います。

以上でございます。

議長、何か加えることありますか。

○岩田議長 ありがとうございます。

○柴田委員長 以上なのですけれども、ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 ないようですので、以上で本日の議題は全部終了いたしました。

よって、議会運営委員会を閉会いたします。慎重なる御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。